

逸脱の統合理論のための一考察

高原正興

はじめに

ラベリング論の全盛期とも言われている今日、多くの関係論文によってその内容が広汎に紹介されるようになった。そして同時に、ラベリング論の現状は理論というよりもパースペクティブの段階にすぎないという指摘や、だからこそメリットがあるのであり、理論的整合性を求めるのは筋違いだという指摘も、半ば共通認識になりつつあるのではと思われる。実際に、ラベリング論者たちも、いやしくもそれが逸脱行動論の全領域を包摂するような *grand theory* たりうるとは述べていないし、むしろ、法執行機関等の統制過程を検討する方向で、これまでのマイクロレベルの分析からマクロレベルの分析に進むべきだとも提唱している¹⁾。ラベリング論が逸脱行動論に与えたインパクトは十分に認めるにしても、それが原因論をあえて回避して過程論の枠内で展開されていった点を考慮に入れれば、原因論と過程論を共に包摂できるような、何らかの統合理論（ないしは統合的なパースペクティブ）が遠からず提起されてしかるべきであろう。

この統合化への要請は、ラベリング論を待つまでもなく、それ以前の諸理論の展開をふまえた段階においてなされていた。例えば、岩井弘融氏（1964）は、「理論そのものの実証性の問題」と「個々の理論のもつ固有性ないし限界性の問題」を指摘していたが²⁾、それは、諸理論を適材適所に応用できるような全体的な布置連関の確立への要請であったと言えよう³⁾。ポスト・ラベリング論の課題の一つは、まさにこの点にあるだろうし、そのために、諸理論のもつ「理論としての固有の壁」を一旦取り除いた上で、それらに内包されている *key-concept* を適切に再編してみたいというのが小論の目的である。また、実証性を検証するためには対象の限定も必要になるだろう。従って、この点を現代日本の少年非行の実態に定めたい。換言すれば、「欧米生まれの逸脱行動論は、どれぐらい日本の現実に適合的か？」というテーマだと解釈していただいでよい。

I 諸理論の概括的整理

(1) 四つの系譜

これまでに一応社会的な社会病理学理論・逸脱行動論として提起されたものを数えあげると枚挙にいとまがない。そこで、ここでは、当該理論の対象と方法が後の他の理論でも説明可能と思われるもの（例えば社会不適応論，社会参加論，社会解体論など）は，科学的厳密さと現代的意義に欠けるものとして割愛することにしたい⁴⁾。そうすると，今日なお通用と思われる諸理論は，概して以下の四つの系譜に区分されよう。

まず第一に，一応は社会構造論的アプローチとしての正統派である構造的緊張理論の系譜がある。アノミー論（R・K・マートン 1938）→非行下位文化論（A・K・コーエン 1955）→分化的機会構造論（R・A・クラワード & L・E・オーリン 1960）の流れであるが，これらの共通した特徴は，秩序モデルの枠内での一元論から多元論への道程（push 要因へ pull 要因の付加）と見なすことができよう⁵⁾。

第二は，社会心理学的アプローチである。この系譜は二つに大別可能と思われる。その一方は，分化的同一化論（D・グレイザー 1956）と自己観念論（W・C・レックレス他 1956）に見られるような，逸脱への直接的動機を逸脱主体の心理的準拠に求めるようなものであり，他方は，G・M・サイクスとD・マツァによる中和の技術論（1957）や潜在価値の理論（1961）のように，社会的価値の二面性や矛盾に言及したものである。

第三として，古典的なコンフリクト理論があげられる。移民や二世の問題を対象とした文化葛藤論（T・セリン 1938）と，下層階級のコミュニティを対象を限定した下層文化論（W・B・ミラー 1958）である。これらは欧米の特殊性に半ば裏付けられたものと考えられるが，コンフリクトモデルに基づく限りでラベリング・パースペクティブの原初的なものを内包していたと言える。但し，コンフリクトの意味内容が違うために，ここでは「古典的」とあえて形容する。

そして最後に，第四の系譜として，文化伝達論（C・R・シヨウ & H・D・マッケイ 1929～）→分化的接触論（E・H・サザーランド 1945）→ラベリング論の流れがあげられる。これらはシカゴ学派の伝統を継承する学習論・過程論の展開であり，ラベリング論に至って現代的なコンフリクトモデルを展望していると言えよう。

これらの系譜の見方を変えれば、「逸脱主体の社会的形成プロセス」に加えて、これまで等閑に付されていた「統制主体の社会的形成プロセス」を視野に収めたということにもなる⁶⁾。なお、現象学的方法論、ニュー・コンフリクト論、ダブルバインド理論は、今回は直接考察の対象とはしないが、すぐれて現代的意義の深い理論であることを付言しておきたい。

(2) 七つの範疇

さて、これらの四つの系譜は、逸脱の統合理論をイメージする際に、どのような布置連関の中に位置づけることを試みたらよいのであろうか。小論では、この点を、逸脱行動論の全対象領域の分担をラベリング論を踏まえた形で提起した『New Criminology』に依拠しながら考察してみたい。I・テイラー等はこれを以下のように七つの範疇に区分している⁷⁾。

- ① 逸脱行為のヨリ広い原因……これまでの社会構造認識は、家族や下位文化の枠内に個人（または逸脱主体の形成因）をおしとどめるような「中間構造」的なものであったが、今後必要なのは、権威や富や権力の不平等性を射程内に捉えて、先進産業社会（独占資本主義社会）における急激な経済的政治的偶然性という立場に立った、犯罪の政治経済学（的分析）である。
- ② 逸脱行為の直接の原因……①の構造内において被った矛盾と緊張の解決策として、逸脱主体は意識的に逸脱への道を選択することになるが、その特定行為をとりまく状況やその方法の多様性を捉えるために、犯罪の社会心理学（的分析）が必要である。
- ③ 現実の行為……①と②から形成される行為の性質が攻撃的か退行的かという問題が、行為選択の際の主体の状況認識（合理的とか抑圧的などの規定のしかた）を踏まえて説明されるべきで、現実の社会的ダイナミックスの説明が必要である。（筆者注：これには従来の逸脱行為類型に加えて、動機づけ・意味付与といったマイクロレベルの分析が要請されよう。）
- ④ 社会的反作用の直接の原因……逸脱主体への対応のしかたは、社会的他者（social-audience）に利用可能な選択の範囲による。反作用を決めるのに決定的な条件と偶然性（逸脱主体と他者との相互作用のあり方、公的か私的かなど）を説明するものとして、社会的反作用の社会心理学（的分析）が必要である。
- ⑤ 社会的反作用のヨリ広い原因……今日最も欠けている部分で、一定の反作用を恒常的に生起せしめるような構造的脈絡が対象となる。立法や法執行に関

わる政治的イニシャティブと国家の政治経済的構造との関連を分析するような、社会的反作用の政治経済的（的分析）が必要である。

- ⑥ 逸脱者のさらなる行為への社会的反作用の結果……逸脱者が社会的反作用を承認するか拒否するかという問題（ラベリング論の場合は第二次的逸脱以後の累犯過程が中心的だが）を、逸脱者のもつ法意識の程度に関連づけて検討する必要がある。
- ⑦ 全体としての逸脱過程の性質……以上の①～⑥にわたる理論的分析の全脈絡を、全体社会論の展望とか犯罪問題の政治化といった点を基軸にして捉えてゆくべきである。

以上の七つの範疇に照合してみると、前述の四つの系譜が各々関心を寄せていたところが明らかになるであろう。即ち、第一の構造的緊張理論は主に②を舞台にしていたわけであり、当初は一元論的にせよアノミー論のように①に近接していたが、次第にこれから遠ざかっていったわけである。また、社会心理学的系譜においては、各々が②③を中心に焦点を絞っており、その形成因として微弱ながらも①のイメージをもっている。古典的コンフリクト理論は①②③を独自の視点から捉えつつ、⑤の展望を少々内包している。そして過程論・学習論の系譜は④⑥の範疇に積極的に関わり、ラベリング論が⑤を捉えようとしたことになる。

こうしてみると、全体的な布置連関の構想が漠然とではあるが浮かんできそうである。特に②④⑥の範疇では逸脱行動論の蓄積が豊富であるが、課題としては、①⑤の範疇への関心が、各理論の方法論上の様々な制約のために相対的に弱いということが指摘できると思う。この点を踏まえた上で、「理論としての固有の壁」を崩してみるためにも、現代日本の少年非行の実態を解釈しながら考察をすすめることにする。

Ⅱ 非行の「中流階級化」の神話

（１）公的統計の解釈

現代日本の少年非行の特徴として、1)非行の一般化、2)低年齢化、3)女子非行の増加、4)遊び型非行の増加が指摘されている。中でも1)については、貧困家庭や欠損家庭からの減少という社会学的な興味を集めている。このうち、貧困問題は表1に基づいている。

表1 一般保護少年の保護者の経済的生活程度 (単位：構成比%)

年次	実数	富裕	普通	貧困	要扶助
1955 (S30)	116,976	0.8	29.8	59.5	9.9
1960 (S35)	141,523	0.8	34.9	58.3	6.0
1965 (S40)	189,794	2.3	71.9	22.9	2.9
1970 (S45)	94,740	2.7	76.0	18.4	2.9
1975 (S50)	101,471	2.9	82.8	11.5	2.8
1979 (S54)	129,758	2.8	83.2	10.7	3.3

注 1. 司法統計年報による。

2. 生活程度の認定は、おおむね次の基準に従っている。

富裕：豊かな余裕のある生活をしているもの。

普通：借財がなく、収入のみで生活しうるもの。

貧困：辛うじて生活を営みうるが、不時の支出については、借財しなければ賄えない程度のも。

要扶助：生活が極めて困難で、生活扶助を得て生活を営んでいるもの。

3. 1970年以降は交通関係の業過を除いた実数である。

ところで、この表に示された「現実」の解釈について、二つの重要な問題を指摘しなければならない。第一は、1960年から1965年の間にドラスティックな変化が示されていることである。このわずか五年間に、貧困+要扶助の層は64.3%から25.8%へと約6割減になっており、実数に換算しても約9万人から4.9万人に半減している。反対に、普通の層は34.9%から71.9%へと文字通りの倍増である。そして、この時期は昭和30年代後半のいわゆる「高度経済成長」の下で、家庭生活の中にテレビ、洗濯機、冷蔵庫が急速に浸透して、生活様式の画期的な近代化が進行した時期であり、1964年の東京オリンピックを頂点として「豊かな社会」イメージがふりまかれた時期でもあった。この年、刑法犯少年の人口比は12.0を記録し、非行の戦後第二のピークと言われた。第二は、経済的生活程度の基準の問題である。というのは、「普通」や「貧困」にカテゴリ化する際の基準があいまいであり、極めて主観的なものであるということだ。「借財なく収入のみで生活」する場合と「辛うじて生活を営みうる」場合との生活感覚の相違は、逸脱者処理過程における統制機関内の認定者の判断にゆだねられている。その判断の中に「豊かな社会」イメージが影響を及ぼすのは当然のこととすべきである⁸⁾。

さて、この二点の問題は、実は共通する社会学的事実=階層帰属意識の変化

と密接に関連すると思われる。表2は10年毎に行なわれる「社会的成層と移動」に関する調査（SSM）の主観的方法による統計である。

表2 SSM調査より (単位：構成比%)

年次	階層帰属意識					階級帰属意識	
	上	中の上	中の下	下の上	下の下	労働者階級	中産階級
1955 (S30)	0.2	7.1	35.4	38.6	18.8	74	23
1965 (S40)	0.4	12.8	43.5	33.8	9.5	62	30
1975 (S50)	1.2	23.3	53.7	17.6	4.2		

この表によっても表1と同じ傾向が示されている。「中の上」と「中の下」をあわせた「中流階級」意識は、42.5% (1955年) → 56.3% (1965年) → 77% (1975年) と増加の一途をたどっている。したがって、表1で示された数字が科学的厳密さを欠いた認定者の主観に依存しているのであれば、それは表2の階層帰属意識の反映であると考えても差し支えないであろう。つまり、非行少年の家庭の「中流階級化」とは、実は国民全体の中流階層帰属意識に他ならないのである。非行をとりまく状況が変わったというよりも、その家庭の帰属意識が非行に関係なく既に変っていたのであり、認定者の見方が変わっていたのである。

ところで、この意識が客観的な階級所属を表わしていないのは自明の事実である。表2の階級帰属意識の変化とは裏腹に、現実には中産階級の両極分解が進行し、労働者階級は66.6% (1980年) を構成するに至っている。特に1970年代以降の独占資本主義の構造的危機の下で、激しいインフレと社会資本の立ちおくれ、受益者負担は恒常化し、失業の増大と労働強化・合理化、過密と過疎の深刻化、教育の歪み、商業文化の頹廃など、多くの現代的な社会問題が渦巻くようになっている。これらは、「絶対的貧困から相対的貧困へ」として広く論じられていることであるが、少年非行の現代的特徴についても、この「新しい貧困」や「格差としての貧困」に規定される相対的剝奪感などに関連づけて説明されるべきであろう。

(2) 逸脱行動論の適合性

この問題は、逸脱行動論においてはI章で述べた①の範疇に相当する。そして、ここに比較的近い距離を保っていたのがR・K・マートンとW・B・ミラーではなかっただろうか。まずマートンの場合、「どうしてある種の社会構造

がその社会の一部の人々に特定の圧力を加えて……非同調的行為をとらせるのか⁹⁾という問題意識から出発し、「社会の権力構造」や開放階級イデオロギーを見てとったわけで、彼の視点の解放的性格はA・W・グルドナーも認めたところであるが¹⁰⁾、しかし、アノミー論の展開は②の範疇に移行し、そこで「文化的目標」を独立変数に仕立てて一元論に落ち着いたことは周知の通りである。

これに対して、徹底した二元論の立場に立ったのがミラーであったが、①との関連で彼の理論を考察すると、コンフリクトを階層間の異質な文化一価値体系として固定的に捉えた点¹¹⁾に疑問を感じるのである。というのは、1960年頃までの諸理論に共通する見方は、middle class (社会の中心的・支配的規範の担い手) 対 lower class (矛盾のソワ寄せと葛藤から逸脱へ) という対置であり、コーエンの working class にしても実は lower class の意味であった。しかもミラーの場合は、この階層間の対置が、階層独自のコミュニティとか非行多発地域といった地域的特殊性に裏付けられているわけである。なるほど、例えば今日のアメリカの犯罪が語られる時に、治外法権地域や危険地域があって一般の人々が近寄れない所が多いという指摘がされる。しかし、日本の現実への適合性を考えると、中一下というアメリカ社会学に伝統的な「階級観」とその文化の異質性や地域的「住み分け」といった問題は、かえって欧米的特殊性を感じさせ、またその理論的な壁を明白にさせているようだ。

R・A・クラワードとL・E・オーリンのミラー批判は、この点を次のように述べている¹²⁾。第一に、「アメリカ社会の中心的価値に全く同化していないような多くの下層階級の人々がいるとは思えない」ということである。下層階級といえども、多少なりとも「社会の公教育やマスメディアといった文化的環境の影響をうけているはず」であり、この限りでは「中産階級と下層階級の文化には共通点がありうる」のである。第二は、非行下位文化は都市部の下層階級の青少年に限られているとしても、「非行自体は社会構造を通じて生起する」と見るべきだということである。ミラーは対象を限定しすぎたために、「非行とその集団の社会的文化的構造との関係を認識できなかった」のである。

このような逸脱行動論の様々な展開は、階層と逸脱の関連を二つの見方で捉えようとしたと整理できる。一方は、下層の生活条件のうちに逸脱の要因を求める見方であり、他方は、中一下層間の葛藤に逸脱への圧力因を求める見方である。いずれも、②の範疇＝「中間構造」における蓄積と言えるだろう。

ところで、①との距離に焦点が傾いてしまったが、ミラーは逸脱と故意に解

積される立場の問題（中一下のコンフリクトに基づく観察者の立場）に言及し、⑤の展望を内包しつつラベリング論との接点をもっていた。そしてラベリング論は、さすがにこの中一下の階層的な見方を排して、「法執行機関」や「道徳的実業家」といった統制主体を登場させたわけである。現代的なコンフリクト理論としての面目躍如である。

（3） 結 論

日本の現実にあててみると、公的統計の解釈と逸脱行動論の適合性は次のようになるであろう。独占資本主義社会がもたらす新しい貧困と格差は、中・下の階層意識をのりこえて相対的剝奪感や欠乏感を与える。それは経済的危機のみならず文化的危機が広く被支配階級に影を落とし、逸脱への圧力となっているとも言える。これは地域状況によっては色濃く影響するが、その現代的な現象は下層コミュニティではなく、「ドリフト」の集積地としての「第三空間」である¹³⁾。

したがって、⑦の範疇から見れば、非行の「中流階級化」は全体社会論レベルでの「貧困軽視説」の焼き直しである。middle と lower の区別や下層コミュニティの発想は差し控えた上で、社会構造の不平等性を基軸にして①→②の範疇の中に逸脱行動論の蓄積を応用していくべきだと考える。

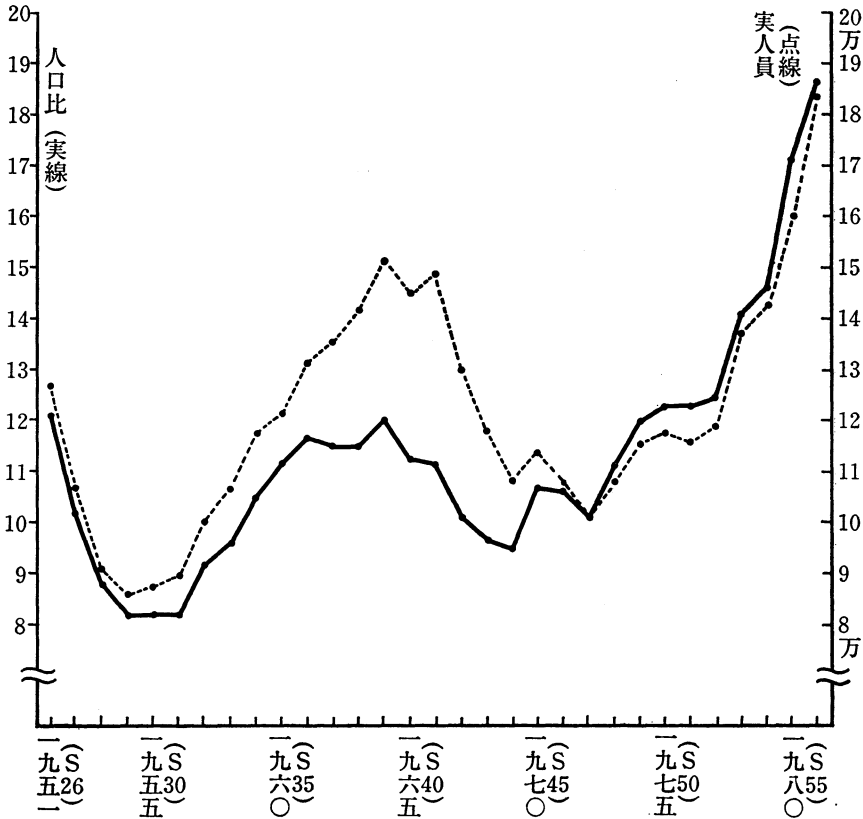
Ⅲ 「遊び型」非行をめぐって

（1） 「遊び型」の「増加」の実態

今日の少年非行のもう一つの特徴として、「遊び型」非行の増加が指摘されている。これは、このタイプの非行が目立ち始めた10年程前に警察庁が使い始めた用語で、『犯罪白書』によれば、「遊戯的な動機で行なう軽微な犯罪や問題行動を意味し、規範意識の欠如ないしは稀薄さを基調とする反社会的行動」と定義されている。非行の低年齢化もこれと表裏の関係であると見てよい。そして、「遊び型」はさておいても、公的統計によれば最近の少年非行は増加の一途をたどっていることが明らかである。（図1）

これに基づいて、第一のピークが1951年（S26）、第二のピークが1964年（S39）、そして第三のピークが1974年（S49）以降と言われ、各年の人口比が12.0を上回っていることが根拠にされている。特に1980年には実数166,073人・人口比17.1人と共に戦後最高を記録し、さらに1981年には各々184,902人・18.6

図1 刑法犯少年（業過を除く）検挙人員及び人口比の推移



注1. 各年版『犯罪白書』による

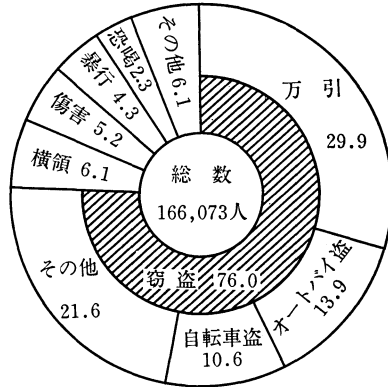
2. 人口比とは同年齢人口1,000人についての割合

を記録して、まさに戦後最悪の様相を呈している。

さて、このような統計に基づいて「遊び型」非行が語られるのは、これを主要罪種別に見た場合の推移による。即ち、殺人・強盗・強姦といった凶悪犯や、暴行・傷害・恐喝・脅迫などの粗暴犯は、長期的に見ると大幅な減少を示しているのに対して、窃盗と横領が顕著な増加を示している。図2に見られるように、この二つが罪種別構成比に占める割合は82.1%にも及んでいる。したがって、万引きや自転車盗、オートバイ盗に代表される窃盗と横領によって検挙される者が大幅に増加したことによって、「遊び型」非行の「増加」とされ

図2 刑法犯少年（業過を除く）検挙人員の罪名別・手口別構成比

(S55・警察庁統計)



るわけである¹⁴⁾。

「遊び型」の特徴は様々に述べられている¹⁵⁾。直接的動機の面では「面白さ」、「好奇心や冒険心」、「イライラの解消」などがあげられ、その根底に規範意識や罪障感の低下があると説明される。また成長発達過程の面からは、子供の遊びから移行するはずのものが阻害されて非行に発展したのであり、多くはモラトリアム期の模索というニュアンスをこめた歪められた自己主張として説明される。また、管理社会的見方からは、現代を遊びのない社会と見た上で、かつては遊びとして許容されていたものが、社会統制の側の非寛容性の増大のために、「非行」というラベリングを受けて公的統計の対象になってしまったのだと説明される。昔の「野荒し」などは虞犯として扱われたとか万引＝柿泥棒といった説がこの見方に相当する。

(2) 逸脱行動論の適合性

以上のような多様な説明から逸脱行動論との関連を考えると、まず最も興味を引くのは規範意識や罪障感の問題である。一方では、「罪の意識もなく」とか「つい無意識のうちに」スムーズに万引きをするケースが語られ、他方では、調査によれば殆どの青少年は「万引きは悪いことだ」と判ってやっていると報告されている。この意識的か無意識的かの問題は前述の③の範疇に属することであり、第二の系譜＝社会心理学的アプローチを再考するのがより有効であると思う。

まず最初におさえておきたいことは、少年非行の多くは意識的に選択される

ものであり罪の意識をもっているということである。しばしば無意識性の根拠としてあげられるのは、「万引きは窃盗になるのか」と補導後に認識するような犯罪性概念の弱さや、「占有離脱物横領」のような特殊な状況での意識程度である。多くの場合には、犯罪であること（または悪いこと）を意識して行ない、行為のあとで罰の怖れやマイナス自我を感じるのが一般的のようである¹⁶⁾。

この無意識性の問題は、理論的にはミラーの下層文化論に見られる。彼によれば、逸脱の原因とは下層階級社会の中で伝統的に継承されている文化的特性や生活様式に同調することであり、ミドルクラスの規範に対する意図的な非同調ではないとされる。またラベリング論の多くも、逸脱経歴の第一段階は非意図的であり無知の領域であるというニュアンスをもちながら、それが下位文化の影響であることを述べている。この二つの理論に見られる共通性は、コンフリクトモデルにおける劣位の側の文化的価値の相対的独自性を認めていることであり、そこから非意図的という特性を抽出している。しかしながら、これも欧米的特殊性と見るべきであろう。日本の現実に即して考えると、ミラーのいう地域的「住み分け」の限界とラベリング論のいうドロップアウトの下位文化の相対的脆弱性は否めないのではなからうか。日本の場合は、善かれ悪しかれ、社会規範が国家法の下で依然「斉一的」に受容されているし、封建遺制のために伝統的な地域構造がまだ残存しているからである。

ところで、この社会規範の「斉一的」受容は、その裏側で歪んだ支配的価値体系をも広めるという状況につながる。産業化の進展に伴うマスメディアの発達を媒介として、様々な情報文化が国家的規模で急速に普及するからである。この点ですぐれた洞察を行なったのがサイクスとマツァの理論であり、日本の現実に適合的であると思われる。彼らの中和の技術論¹⁷⁾は二つの有効な点をもっている。一つは、非行者と無非行者は共に規範意識を内面化しており、そのために逸脱行動に対して罪の意識をもっているという主張である。これはコーエン批判から両者の類似性に注目したわけで、社会規範の斉一性を裏付けることになるし、行為のあとで感じる罰の怖れに対する合理化の手段として前述の説明に合致する。二つめは、責任の回避、加害の否定、被害者の否定、非難者への非難、高度の忠誠の訴えという中和の技術の様式は、社会に普遍的な思考様式の拡大版であり、支配的な規範に近接するものだという主張である。これが歪んだ支配的価値体系の蔓延を示すもので、①における文化的頹廃などがたちどころに②③へ波及することになるし、時の支配層の墮落が社会の混乱を

招くことにも関連しているだろう。

彼らは4年後には潜在価値の理論を発表して、この価値の二面性についてより明確に説明した¹⁸⁾。つまり、支配的価値体系には表と裏があり、この裏の隠れた部分が潜在価値として階層に関係なく(斉一的に)表わされるというわけである。したがって、非行者はこの有閑階級と同じ価値体系を共有しているのであって、独自のものを持っているわけではない。その特徴としては、興奮・スリル・反抗を絶えず求めるような冒険的な生活様式、労働を軽蔑し楽な成功を求める短絡主義や刹那主義、男らしさの証明としての攻撃性などがあげられている。これらはコーエンの非行下位文化の内容と似ているが、コーエンのいうミドルクラスへの反動形成ではなく、暇ではあるが展望なき社会における、自我意識の弱いドリフター(漂流者)的存在の選択的行為と読みとるべきであろう。

(3) 無意識の逸脱の可能性

2節では、社会規範や潜在価値の普遍性という視点から、逸脱は意識的に選択されるといふことの理論的根拠を探ってみたわけであるが、「少年非行の多くは意識的」と既述したように、無意識的に行われる逸脱が一定存在することも否めない事実である。即ち、社会規範のゆるみは今日加速度的に進行しており、「常識」の世界は価値の多元化の波をうけて動揺しつつあり、道徳的絶対主義(J・D・ダグラス)は形骸化しつつあるといっても過言ではなからう。特に窃盗のような刑法犯の場合はまだしも、薬物濫用を含む特別法犯や真犯の場合には被害者がいないこともあって、今後ますますこの手の逸脱が増えていくであろうと思われる。またⅡ章でみたように、いかに非行の「一般化」が進んでも、貧困+要扶助の層は14%、保護者が共に実父母でない一般保護少年は24.2%(いずれも1979年)という構成比を示している。このような環境と劣悪な地域事情が重なれば、当然無意識の逸脱につながってゆくであろう。

逸脱行動論では、この点はミラーの下層文化論やラベリング論のいう下位文化の説明に相当するし、また⑥の範疇に適合的な学習論と逸脱集団論によって容易に説明されうるだろう。現代日本の実態に即して意識的な逸脱が中心的な現象というわけで、無意識の逸脱の可能性は今のところ周辺的と考える次第である。

(4) 結論と補足

「遊び型」非行における意識性的問題は、③の範疇を中和の技術と潜在価値で説明することによって明らかになる。同時に、これは①→②の脈絡から、一方では社会規範の普遍性がまだ通用することを物語りつつ、他方では歪んだ価値体系が逸脱を誘引して合理化する根拠になっているといえる。いずれにせよ、この両方の一定の普遍性、斉性は独占資本主義社会の巨大化と頽廃化をベースにしている。また、その管理社会的性質の進行は、これまでの遊びに「逸脱」ラベルを付与するという⑤の範疇に道を開き、そのために「遊戯的な動機」が指摘されることになるのである。

ただし、無意識の逸脱も周道的に存在する。これは劣悪な家庭環境という「古典的貧困」がなお根強く残っていることに関連すると共に、社会規範のゆるみや価値的混乱の進行を示唆している。これらは①②の範疇であるが、学習論や集団論から⑥の範疇においても説明可能であろう。

なお、分化的同一化論と自己観念論はここでは分析しなかったので簡単に補足しておく。前者において分化的同一化 (differential identification) とは、自分の逸脱行動が受け容れられると思われる実在の人間か観念上の人間に対する同一化の程度に応じて (その範囲内で) その行動を遂行するというもので、この同一化に与える影響として、経済的条件、道徳的信念、フラストレーション、集団参加状況があげられている。したがって、広く①②に由来しつつ主に③と⑥の範疇に関わるものと考えられ、特に中和の技術論における acceptable (自分の行為は正当ではないが受容されるという自己判断) の心理的準拠として説明可能である¹⁹⁾。

また後者では、自己観念 (self concept) とは、自分についての社会的に容認されうる適正なイメージの獲得と維持をいい、自分を good boy と思っていることが非行への絶縁体の役割を果たしているという²⁰⁾。これは「予言の自己成就」につながる考え方であるし、学力問題等にひっかけて bad boy (落ちこぼれという思い込み) と読み代えてみると、今日の実態に接近可能であると思う。

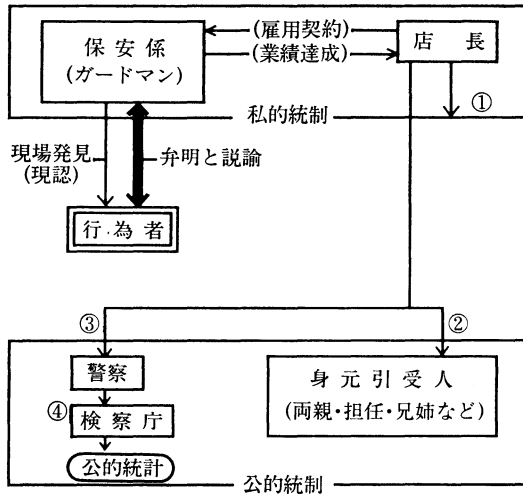
IV 万引きにおける相互作用

さて、以上に展開した限りでは、主に①②③の範疇を説明可能な逸脱行動論の検討にウエイトが置かれたが、④⑤⑥の範疇については相互作用論・学習論

高原：逸脱の統合理論のための一考察

の第四の系譜が中心となる。そこで、この点をあくまでも日本の実態に引きつけて考察してゆくために、今日の少年非行の主流である万引きについて分析することにする。まず、その相互作用を規定する人間関係を図示すると次のようになる。

図3 万引きをめぐる人間関係



相互作用の第一段階は保安係による現場発見である。行為者が店外に出た時点で、「自分がやったこと判ってるネ」、「オイ、ダメだよ。返さなくちゃ」という声を肩越しに聞き、自分の違法行為が認知されたことを悟る。この段階では、H・S・ベッカーの指摘した²¹⁾、膨大な数にのぼる隠れた違法行為と誤認（中には行為者の証拠隠滅の結果によるものもある）が存在する。また保安係の業績達成への動機づけが雇用契約の性質にも左右されやすい。一般的に、警備保障会社等からの出向の場合には業績が契約の長期化につながるので「熱心な現場発見」になり、警察O・Bが囑託として勤めている場合はさほどでない。

第二段階は事務所での行為者の弁明と保安係の「説諭」であり、これが決定的な契機になる。というのは、万引きのような軽微な非行の場合には統制側に残された自由裁量の余地が大きく、図3の私的統制の枠内で收拾するか否かは、この相互作用を通じて統制側が行為者の改悛・反省の状況をどのように認

識するかにかかっているからである。概して、マイナスの認識（公的統制への移行を決定）の根拠になるのは、虚偽の弁明（ニセの住所と氏名等）、自己弁護（中和の技術を使う、体調等のせいにする）、罪障感の弱さ（金さえ払えば……）、二面的な態度（警察と聞いた途端に）、万引き技術の熟練度などである。反対に、素直に罪を認めて正直な弁明をして反省する場合には図の①止まりで公的統制には移されない。

第三段階は統制側の処置が身元引受人への連絡になる場合である。これは正確には公的統制とは言えないが、日常生活における重要な他者に逸脱を認知されて一度なりともマイナスイメージを付与されるという点で、ここでは公的統制の枠内に位置づけておく。事実、店だけで「内緒」にしてもらえるか両親や先生に知れるかは、行為者本人にとっては大きなちがいである。少年の場合の多くはせいぜいこの②の段階までである。①と②の処置の相違は、集団で継続されている程度、動機の特異性（脅迫や中絶等による）、他の非行との関連の程度などが上記のマイナス認識と結びついて判断される。また、偶然に身元引受人が不在の場合は已むを得ず③へ移行されることになる。

第四段階は③④の処置への移行である。集団性や継続性、下位文化への参加の程度に応じて③止まりか④送致かに分かれる。従って、公的統計において「刑法犯少年は戦後最高、大半は窃盗で遊び型」と報告されるまでに、以上の四つの段階を経由するわけであるから、万引きの実態は測り知れないと言われるのも当然のことであろう²²⁾。

ところで、以上のような相互作用の諸過程において興味深いのは、「一般社会が放棄したしつけを、取り締まり機関が肩代わりするという事態」、つまりしつけの問題と見るべき軽微な非行が身近の重要な大人の手を離れて専門の統制エージェントの手に委ねられるという問題である²³⁾。例えば、保安係の立場であるが、業績達成の面から現認の数を上げつつも少年保護の観点に立つ必要がある。従って、「できるだけ警察沙汰にしないで説諭で済ませたい」という教育的配慮が働くことになり、中には行為者に深い感銘と反省を与えるほどの熟練した説諭がなされると聞く。できるだけ本人の立場に立つこと、良心に訴えかけること、将来に目を向けさせること、潔さを評価すること、時には人生観を変えさせることまでも、等々である²⁴⁾。さらには、このしつけの肩代わりは身元引受人にまで及ぶことがある。母親の責任転嫁、父親の高圧的叱責、担任教諭の行政的性格などに直面する度に、保安係の肩代わりが余計に増えてゆくわけである。

さて、このような専ら④の範疇に関わる逸脱行動論はラベリング論において他になく、日本の実態への適合性はその実証性にかかっているとさえいえる。ただし繰り返すならば、ラベリング論のメリットの一つは必ずしも「犯罪」カテゴリーに包摂されない行為をも対象領域に捉えた点にあり、「非行」というラベル付与をうけた行為にその適合性を見出すことはかえってその意義を低めることになるやと思われる。

V 逸脱行動論の布置連関

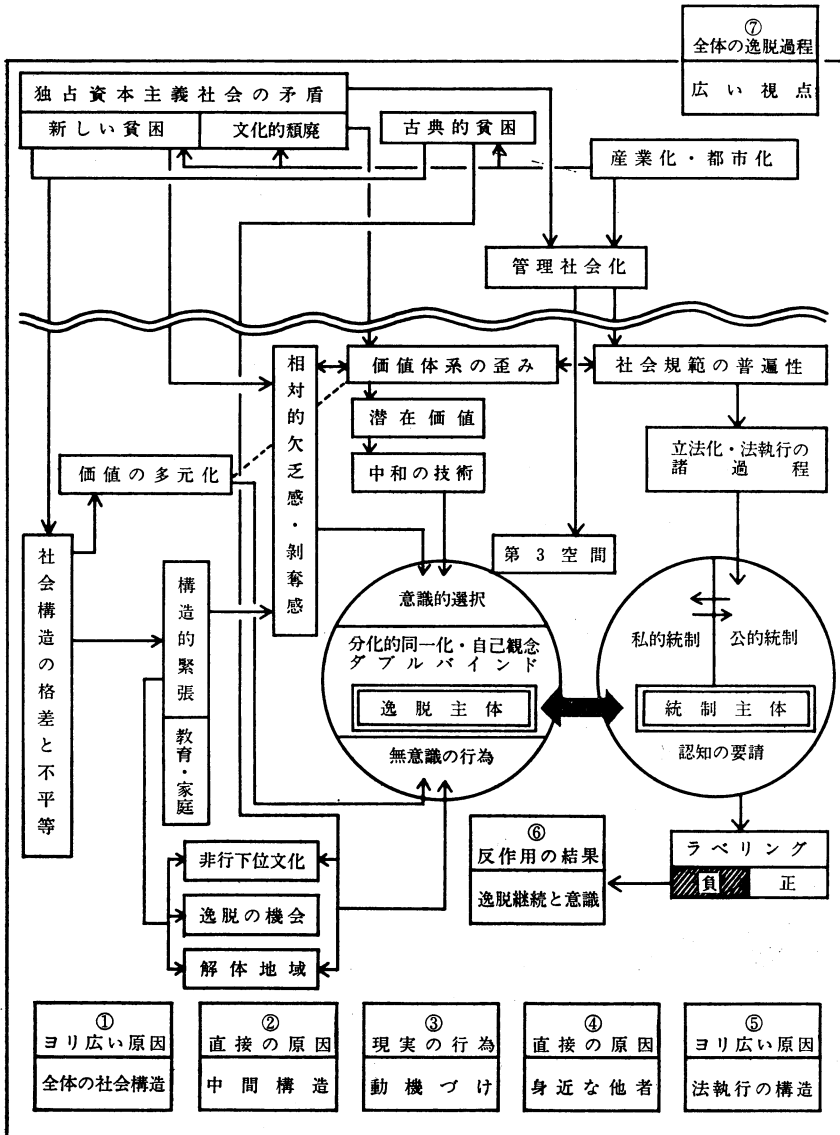
——「現代日本の少年非行」版

紙数の制約上、結論を先取りしよう。現代の少年非行を生み出す社会的背景として一般的に指摘されているものを整理すると次の5つがあげられる。

- 1) 物質金銭崇拜主義——資本主義的弊害と必然である物神化、商業文化の頹廢
- 2) 管理社会化・都市化——遊びの時間と場所を奪い、遊び方を狭隘化させる
- 3) 権威の喪失——「父親なき社会」における子供の自我形成の遅滞
- 4) 学歴偏重社会——できる子=良い子の一面化と全人格的教育の弱化
- 5) 核家族化とマイホーム主義——家庭教育機能の低下と利己的個人主義的傾向の醸成

これらを逸脱行動論の各々に関連させて、仮説的な布置連関を図4に示してみたい。

図4 逸脱行動論の布置連関



あとがき

図はいささか総花的であり、特に統制主体をめぐる諸概念の弱さと⑥の範疇の位置付けに問題があることを断っておかねばなるまい。従って、統制主体←立法化・法執行の諸過程←社会規範の普遍性というタテの連関は極めて便宜的なものになってしまった。

今後の課題としては、この布置連関をさらに精緻なものにしていくことが考えられよう。なお、Ⅳ章で略述した万引きにおける相互作用を鹿児島市内の大型店で実証的に検討する計画中であることを最後に付言しておく。

注

- 1) 例えば E・M・Lemert “Beyond Mead”, *Social Problems*, 21, 1974, p. 457~468 その他
- 2) 岩井弘融『犯罪社会学』弘文堂 1964 p. 48~49
- 3) 森田洋司『犯罪社会学とラベリング論』『犯罪社会学研究』2号 p. 138~139
- 4) この点は C. W. ミルズの社会病理学批判の線に依拠する。C. W. Mills 「The Professional Ideology of Social Pathologists」*A. J. S* 1943 Sep. p. 165~180
- 5) 拙稿「逸脱行動論の展開における諸問題」『ソシオロジ』74号 1979
- 6) 大村英昭・宝月誠『逸脱の社会学』新曜社 1979 p. 22~23
- 7) I. Taylor, P. Walton, and J. Young, *The New Criminology*, Routledge & Kegan Paul 1973 p. 270~278
- 8) 山口幸男「家庭経済と少年非行」：山口透編『少年保護論』有斐閣 1974
- 9) R. K. マートン『社会理論と社会構造』みすず書房 訳出 1961 p. 121
- 10) I. Taylor, et al, op. cit, グルドナーの序言から
- 11) W. B. Miller “Lower Class Culture as a generating milieu of gang delinquency” *J. S. I* vol. 14, No. 3 1958 p. 5~19
- 12) R. A. Cloward & L. E. Ohlin『Delinquency and Opportunity』1960 p. 68~70
- 13) 大村英昭・宝月誠 前掲書 p. 23~24
鹿児島では夏休みに典型的な事件がおきている。始良地区の中3女子2名が家出中に小遣い銭欲しさから天文館を「ドリフト」中に売春の話にのったという。(南日本新聞より)
- 14) 大村英昭「非行戦後最悪と殺人戦後最良と」『少年補導』1981—10月号において、公的統計の読み方の問題が指摘されている。この問題については同氏の他にも多くの論述があるが、本稿ではその是非は問わないことにする。
- 15) 『少年補導』1981—9月号は特集「遊び型非行を見直す」を組んで便利である。

- 16) 安香宏他『非行少年の心理』有斐閣 1979 p.156~158
 17) G. M. Sykes & D. Matza “Techniques of Neutralization : a theory of delinquency” A. S. R 1957 p.664~670
 18) G. M. Sykes & D. Matza “Juvenile delinquency and subterranean values” A. S. R 1961 p.712~719
 19) D. Glaser “Criminality Theories and Behavioral Images” A. J. S 1956 p.433~444
 20) W. C. Reckless, S. Dinitz, and E. Murray “Self-concept as an Insulator against Delinquency” A. S. R 1956 p.744~746 他にも A. S. R (1957) B. J. S (1960) A. S. R (1960) 等が関連する。
 21) H. S. ベッカー『アウトサイダーズ』新泉社 訳出 1978 p.31~33
 22) 例えば関西非行問題研究会で報告された青木信夫「スーパーと万引」では、大阪府下K市の某スーパー（保安 4名）における万引きの実態（S56年）が次のように明らかにされている。

	男子	女子	計 (構成比%)
小学生	115	20	153 (26%)
中学生	112	83	195 (38%)
高校生	17	30	47 (9%)
小 計	244	133	377 (73%)
一 般	35	3	38 (7%)
主 婦	—	66	66 (13%)
逃 走	23	12	35 (7%)
計	302	214	516 (100%)

そして、この中で地元警察が扱ったのは73件のみ（全体の14%）であった。

- 23) 大村英昭『非行の社会学』世界思想社 1980 P.11
 24) 坂口拓史『万引』国書刊行会 1982 は保安係の側から万引きを描いた興味深いドキュメントである。

(受付 1982.10.18)